

氏 名	ささ かわ なお き 笹 川 尚 紀
学位の種類	博 士 (文 学)
学位記番号	文 博 第 285 号
学位授与の日付	平 成 16 年 7 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 歴 史 文 化 学 専 攻
学位論文題目	『古事記』『日本書紀』の初歩的考察 ——編纂者と大化前代の政治史をめぐって——

論文調査委員 (主 査)
教 授 鎌 田 元 一 教 授 勝 山 清 次 助教授 吉 川 真 司

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、『古事記』『日本書紀』、およびそれらの素材となった「帝紀」「旧辞」の編纂者を解明することを第一義的な目的としたものである。

『古事記』『日本書紀』および「帝紀」「旧辞」は幾度かの編纂作業を経てまとめられたことは確実である。そして、それに関与した者が王統譜あるいは神話・伝承に改作の手を施したこともまた疑うことのできない事実である。論者はそれらのことを踏まえ、編纂者を確定していくことにより、後世における潤色を『古事記』『日本書紀』から把握することが可能となると考え、ひいてはそのようなことが両書から史実を析出していく上で頗る重要な作業であると位置づける。さらに、かかる編集作業は各氏族が個々に行ったものではなく、王権の意向に沿って展開されたことは否定できないとし、その実相を解明することはその当時の政治状況を窺い知るための有効な手段となり得ると考えている。

このような認識のもとで、五章にわたって考察を実施している。

第一章「『帝紀』『旧辞』成立論序説」は、『古事記』の素材となった「帝紀」「旧辞」の成立時期を論じたものである。今日、それらの完成時期を天武朝以降に求めるのが通説的な理解となっている。だが、論者は『古事記』序文からは天武天皇による「帝紀」「旧辞」の撰録・討覈の実施は読み取ることができず、しかも『古事記』における王統譜の改作時期を天武朝以降に求める見解もその論証過程には不備が確認されるとき、両書が『古事記』に直結する形にまとめられた時期は天智朝以前に遡上させなければならないと考える。それを端緒とし、主として『古事記』の王統譜を分析することで、現存諸史料には直接伝えられていない、息長氏・ワニ氏・尾張氏等の継体天皇擁立氏族を主体とした、舒明朝における修史事業の存在を析出した。その修史事業において、息長氏などは継体天皇との関係をより密接化させるため、且つ氏族の尊貴性を明確化させるため種々の系譜を創出するに至ったとする。それに加えて、修史事業参画氏族が敏達天皇一押坂彦人大兄皇子—舒明天皇という敏達王系と血縁関係を有することに着目し、それら氏族出自の後妃を六世紀以降の王統の直接的な祖である継体天皇に到達する四・五世紀の王統譜上に架上し、さらにその所生皇子などが即位するという事例を複数造作することは、舒明天皇即位の正当性を顕在化させることに結びついていくと指摘している。この点に鑑み、舒明朝の修史事業とは舒明天皇の意向に立脚して推進された王権主導の事業であったことを明らかにしている。

第二章「推古朝の修史事業に関する一考察」は、推古朝の修史事業の内容について論究したものである。『日本書紀』推古二八年是歳条から、厩戸皇子らにより「天皇記」「国記」「臣連伴造国造百八十部併公民等本記」が編纂されたこと、皇極四年六月己酉条からは「天皇記」の焼失、中大兄皇子への「国記」の献上が知られる。しかし、論者はそれらの書名には「天皇」「公民」等といった推古朝には用いられなかった蓋然性の高い名称が含まれていることに注目し、それらの編述自体が実際に行われたのか疑念を抱く。第一節では『先代旧事本紀』巻一〇「国造本紀」の穴門国造条を検討し、「天皇記」といった名称の書物が編纂されたとする『日本書紀』以外の確実な史料は存しないことを指摘する。さらに、『日本書紀』皇極四年六月己酉条は船連氏の家記に由来し、且つ同氏による造作の可能性が高いことを主張する。これらを受けて、『日本

書紀』の記事から推古朝の修史事業の実態を摘出することは極めて難しいとの見解が示される。第二節では、『古事記』の速総別王の反乱伝承、顕宗天皇・仁賢天皇の系譜および即位に至る伝承を分析し、それらは推古朝の修史事業の際にまとめられ撰取された蓋然性が高いことを指摘した。これらを考え合わせることで、推古朝の修史事業の実相は「帝紀」「旧辞」の改作作業に他ならないと主張している。さらに、舒明朝の修史事業との対比検討により、推古朝の蘇我系王族および蘇我氏による史的叙述を削除することがその際行われたとし、それを踏まえ、舒明朝の後半段階には舒明天皇と蘇我氏本宗家との対立が生じていたと結論づけている。

第三章「皇極朝の阿倍氏」は、乙巳の変に至る複雑な政治情勢を阿倍氏の動向を通じて跡付けようと試みたものである。第一節では、『日本書紀』と『藤氏家伝』上における乙巳の変への経緯の差異について検討し、中臣鎌足の摂津三島退去、軽皇子・中大兄皇子への接近を上宮王家滅亡事件以前の皇極朝初頭に求める『藤氏家伝』上の記載を支持すべきこと、『日本書紀』の記載はその編纂者による並べ替えの所産であることを明らかにしている。第二節では、『日本書紀』皇極三年正月乙亥朔条および『藤氏家伝』上にみえる軽皇子の宮の所在地について、中臣鎌足の別業と同じく摂津三島に所在し、その設置は姻戚氏族であった阿倍氏が所領を提供したことに因むと指摘する。このような分析に基づき、軽皇子と姻戚氏族である阿倍氏が強固に結びついていたことを改めて確認する。第三節では、大化の左大臣で阿倍氏の族長的地位にあった麻呂の動静に焦点を絞って考察を行い、阿倍氏は推古朝から舒明朝初頭まで蘇我氏本宗家と密接な間柄にあったが、皇極朝初頭にはその関係は破綻を来していたことを明らかにした。蘇我氏本宗家の打破を目論む中臣鎌足が阿倍氏と深くつながる軽皇子に接近したのは、このような事情があったからと指摘する。阿倍内麻呂は大夫（マヘツキミ）のなかでもとりわけ有力であったことが舒明即位前紀の記述より窺われ、このような人物が反蘇我の旗幟を鮮明にしていたと考えられることから、少なくとも皇極朝の初頭段階では蘇我氏本宗家の政治的孤立が進んでいたとの見解を呈している。

第四章「大化前代の近江坂田郡地域」では、近江国坂田郡地域におけるヤマト王権の支配浸透過程を、「二条大路木簡」をはじめとする出土文字資料を駆使して論究している。坂田郡の庸米荷札木簡に県主姓の者がみえることから、五世紀以前にヤマト王権によって県（アガタ）が同地域に敷かれたこと、里（コザト）名である「野家里」は屯倉に因む地名であることを切り口として、六世紀以降には屯倉（仮称“坂田”屯倉）による支配が実施されていたことを指摘する。また、“坂田”屯倉では酒の醸造が行われたことを、坂田酒人・酒人・酒波などの諸氏の分布およびヤマトタケル伝承にみえる居醒泉の存在から明らかにし、且つ坂田酒人氏がその管理に従事した結果、律令制下における譜代郡領氏族としての地位を獲得するに至ったと主張している。さらに、筑摩御厨が天野川河口に設置されたのは、鮎・鮒といった湖産物を加工するのに必要な上質の塩を越前の敦賀から、上等の酒を“坂田”屯倉からと、それぞれ入手しやすい立地であったが故であることを解明した。そして、筑摩御厨の創置が大化以前に遡ると考えられること、息長氏の本拠地とは指呼の間にあることを考え合わせることで、在地における同氏がその経営に主体的に関与し、そうすることで敏達天皇―押坂彦人大兄皇子―舒明天皇といった敏達王系を支える役割の一端を担ったとの見解が示されている。

第五章「『日本書紀』養老講書の基礎的研究」では、養老度の『日本書紀』講書が行われたのか否かを論じたものである。『釈日本紀』巻一所引康保二年外記勘申等から、養老五年に『日本書紀』講書が実施されたことが知られる。しかし、それは遙か後代の史料でしか確認されず、問題が残る。また、平安末期成立と目される「日本紀竟宴和歌」は養老講書の講師を太安万侶と記すが、このことは唯一この史料のみしかみえず、これもまた信憑性が問題となる。筆者は、「日本書紀私記」甲本（「弘仁私記」）の「石姫」の傍書「養老云以波能北（比の誤写）女」を手掛かりとし、もし太安万侶が講師であったなら、「石姫」は「イハノヒメ」ではなく「イシヒメ」と読むということを論証し、この人物が養老度の『日本書紀』講書の講師を務めなかったことを解明した。さらに、再び「養老云以波能北（比の誤写）女」に着目し、養老度の『日本書紀』講書が行われたのなら、「イハノヒメ」ではなく「イシヒメ」と受講者に教示したはずと主張し、それが実施されたことに対し否定的な見解を示している。

以上の各章における分析の結果、『古事記』の原資料であり欽明朝に最初の筆録をみたと推測される「帝紀」「旧辞」の改作作業は、推古朝と舒明朝に行われたこと、それに携わった者としては、厩戸皇子・蘇我馬子、息長氏・ワニ氏・尾張氏といった継体天皇擁立氏族を挙げ得ることを明らかにしている。さらに、『日本書紀』の編纂に関しては、同書天武一〇年三月丙戌条に記される「帝紀」「上古諸事」の記定作業は、後に『日本書紀』へと結びつくものであったこと、太安万侶は同

書の編修とは無関係であったとの見解を呈している。加えて、大化前代の政治史に関しては、推古朝および舒明朝の修史事業の内実を押さえることで、『日本書紀』本文からは読み取ることのできない舒明朝後半段階における舒明天皇と蘇我氏本宗家との対立、蘇我氏本宗家の政権内における孤立を摘出しようことを主張している。

論文審査の結果の要旨

いわゆる大化前代史研究は、今日膨大な論攷の蓄積にもかかわらず、共通認識に至る所見は頗る僅少で、種々の所説が林立し、一種の混迷と行詰まりの状況にあるといつてよい。このような状況を克服し、着実に議論の幅を狭めていくには、今一度原点に立ち返り、基本史料としての『古事記』『日本書紀』研究を諸種の観点から深化させていかねばならない。本論文は、このような課題に応えるべく、記紀の素材となった「帝紀」「旧辞」の編纂過程を、特にその編纂主体に焦点をあてて解明することを第一義的な目的としたものである。

『古事記』『日本書紀』および「帝紀」「旧辞」が幾度かの編纂作業を経てまとめられたことは確実である。そして、それに関与した者が王統譜あるいは神話・伝承に改作の手を施したこともまた疑うことができない。論者はそれらのことを踏まえ、各段階における編纂主体（政治勢力）を確定していくことが、記紀から後次的な潤色を取り除き、ひいては史実を析出していくうえで頗る重要な作業であると位置づける。さらに、かかる編纂作業は各氏族が個々に行ったものではなく、王権の意向にそって展開されたことは否定できないとし、その実相を解明することはその当時の政治状況を窺い知るための有効な手段となりうるとする。

かかる認識のもとに、論者まず、主として『古事記』王統譜の分析から、現存諸史料には直接伝えるところのない、息長氏・ワニ氏・尾張氏等の継体天皇擁立氏族を主体とした、舒明朝における修史事業（「帝紀」「旧辞」の改作）の存在を析出する（第一章）。その修史事業において、息長氏などは継体天皇との関係をより緊密なものとするため、かつ氏族の尊貴性を明確化させるため、種々の系譜を創出するに至ったとするのである。加えて、修史事業参画氏族が舒明天皇に至る敏達王系と血縁関係を有することに着目し、それら系譜の創出がひいては舒明即位の正当性を顕在化させることにも結びつくとして、かかる舒明朝の修史事業とは、舒明天皇の意向に立脚して推進された王権主導の事業であったことを主張している。

『古事記』の素材となった「帝紀」「旧辞」の成立時期については、今日それらの完成時期を天武朝以降に求めるのが通説であるが、論者は『古事記』序文からは天武による「帝紀」「旧辞」の撰録・討覈の実施は読み取ることができず、しかも『古事記』における王統譜の改作時期を天武朝以降に求める見解もその論証過程には不備が確認されるとし、両書が『古事記』に直結する形にまとめられた時期は天智朝以前に遡上させなければならないとする。このような認識のもとに如上の結論が提示されるのであるが、従来『古事記』の王統譜に息長氏等の関与を指摘する見解はあっても、それを舒明朝における王権主導の修史事業によるものとして捉え、しかもこの時成立した「帝紀」「旧辞」が『古事記』に直結しているとの指摘は前人未発のものであり、今後大化前代史の理解に諸種の可能性を切り拓く問題提起として大いに議論を呼ぶであろう。本論文が提示した第一の重要な成果である。

次いで論者は推古朝の修史事業の検討へと筆を進める。まず著名な『日本書紀』推古二八年是年条の「天皇記・国記・臣連伴造国造百八十部併公民等本記」について、その編纂には書名を含め疑問が多く、結局この記事からは推古朝の修史事業の実態を摘出することは極めて困難であることを諸種の検討によって明らかにする。その上で、『古事記』の準別王の反乱伝承、顕宗・仁賢天皇の系譜および即位に至る伝承を分析し、それらは推古朝の修史事業の際にまとめられ摂取された蓋然性が高いことを指摘して、推古朝の修史事業の実相は「帝紀」「旧辞」の改作作業に他ならないとの結論を提示する。さらに舒明朝の修史事業との対比検討により、推古朝の蘇我系王族および蘇我氏による史的叙述の削除がその際行われたとし、それを踏まえ、舒明朝の後半段階には舒明天皇と蘇我氏本宗家との対立が生じていたとの新見解を提示している（第二章）。「帝紀」「旧辞」研究を単なる文献学的研究に止めず、その幾段階にもわたる編纂過程の実態を究明することによって、それを政治史研究に結びつけようとする意欲的な研究と評価できる。

記紀に関する基礎的研究として、『日本書紀』のいわゆる養老講書をめぐる研究も注目すべきものである（第五章）。後代の史料には、完成間もない『日本書紀』の最初の講書が養老五年（721）に実施されたとし、またその講師を太安万侶とするものがあり、一部にはこれを認める論者も存在する。特に前者についてはかなり有力な見解となっているのであるが、論

者は「日本書紀甲本」その他に見える「養老云」「養老私記云」等の記載を丹念に蒐集・分析することにより、そのいずれにも否定的見解を示している。既知の史料の解釈ではなく、新たな実証的根拠を提示しての所説であるだけに、説得力に富む結論となっている。

以上の基礎的研究を踏まえ、論者はまた大化直前の政治史についても極めて重要な見解を提示している（第三章）。中臣鎌足が中大兄への接近を図る前、摂津三島へ退去中に軽皇子に接近したことは著名な事実であるが、論者は軽の姻戚氏族である阿倍氏の所領が三島に存在したこと、その縁で軽皇子の宮も三島に所在したと考えられることを明らかにし、鎌足の軽への接近の背景には、当時的大夫中の最有力者であり、軽の舅である阿倍内麻呂の存在があることを指摘する。このことは、少なくとも皇極朝の初頭段階では阿倍氏と蘇我氏との関係が破綻を来していたことを意味しており、第一・二章での考察と併せ、舒明朝の後半段階から皇極朝にかけて蘇我氏本宗家の政治的孤立化が進んでいたとの認識が示される。改新に至る政治過程を阿倍氏の動向を軸に論じた最初の本格的論考であり、確かな道筋を示したものとして高く評価しうる。また第一章との関連で、息長氏の本拠である近江国坂田郡の大化前代の歴史を、新出の木簡史料等を駆使して描きだした第四章も、従来知られなかった屯倉の存在を指摘するなど、新知見に富む好論である。

とはいえ、主観に陥らない史料批判は至難のことであり、本論文にもまた第一・二章における記紀伝承の分析に一部その誇りを免れない箇所が見受けられる。さらなる方法的錬磨が今後の課題となろう。しかし、それとて意欲的な本論文の価値を大きく損なうようなものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2004年5月6日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。